

ペットボトルの循環利用について

1. 背景

ペットボトルは、現在、指定法人における入札価格は、一部の離島地域等を除き有償落札となっており、市町村分別収集実施率は95%以上となっている。

飲料及び特定調味料用のペットボトル（指定ペットボトル）は年間58万トン販売され、使用済ペットボトルは30万トンが市町村により分別収集され、23万トンは事業系廃棄物として回収されており、市町村収集量のうち20万トンが指定法人に引き渡されている（平成24年PETボトルリサイクル推進協議会推計）。

容器包装リサイクル法では、分別収集計画を策定して分別収集を行う市町村は、容器包装リサイクル法基本方針に基づき、指定法人に円滑に引き渡すことが必要であり、市町村の実情に応じて引き渡されない場合にあっても適正処理の確認が必要であると同時に、処理状況等の住民への情報提供に努めることを定めている。

2. 論点

○市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環をどのように推進すべきか。市町村の独自処理について、どのように考えるか。

- ・ペットボトルは、アルミ缶や段ボールと異なり、再商品化事業者間の再商品化技術に差がある分野であり、特に国内の再商品化事業者と海外におけるリサイクル事業者との技術格差は激しい。
- ・環境省が実施した市町村の独自処理状況に関するアンケート調査結果（平成25年度）では、分別収集を実施している市町村のうち独自処理を行っている市町村は32%であり、独自処理市町村のうち引渡し要件を設けている市町村は77%、住民への情報提供を行っている市町村は62%（最終利用先まで公表している市町村は6%）となっている。なお、平成20年10月、いわゆるリーマンショックが発生し、独自処理を行っていた一部市町村において収集した使用済みペットボトルの引渡しに滞る事態が発生したが、指定法人が特例的に期中における新規引取りを受け付けることで、市町村における分別収集や処分の体制を維持することができた。

- ・環境省では、平成 24 年 12 月に、独自処理を行っている市町村のうち、引渡し要件の設定を行わず、情報公開を行っていない市町村に対し、何らかの措置を数年以内に行う意向について、電話にて聞き取りを行った。その中で、今後も基本方針を遵守せず、改善の手当を行う予定のない市町村名を公表した。

ペットボトルの循環利用及び指定法人のあり方に関する状況（抜粋）

【ペットボトルの循環利用について】

1. 容器包装リサイクル法基本方針（抜粋）
2. PET樹脂のマテリアルフロー（2012年）
3. ペットボトルの自治体分別収集実績、協会引渡し量、落札単価の推移
4. 市町村における使用済みペットボトルの独自処理について

【ペットボトルの循環利用について】

1. 容器包装リサイクル法基本方針（抜粋）

◆ 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成18年12月1日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号）（抄）

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

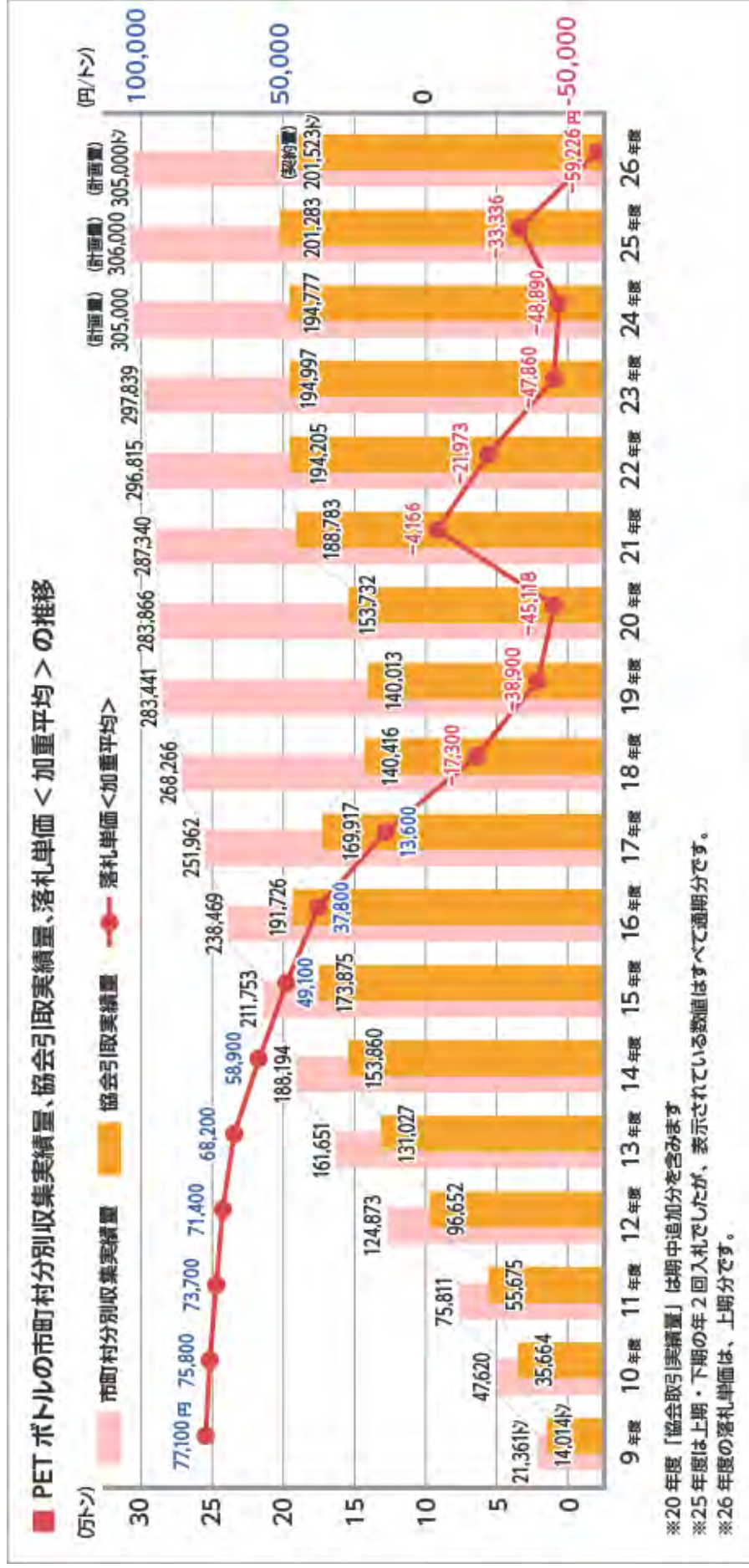
容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、市町村は、自ら策定した分別収集計画に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。

また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。

同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

国は、市町村による再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理を促進するため市町村により分別収集された容器包装廃棄物の処理の状況を適切に把握するよう努めるとともに、市町村に対する情報提供、不適正な輸出を防止するための対策その他の措置を講ずることとする。

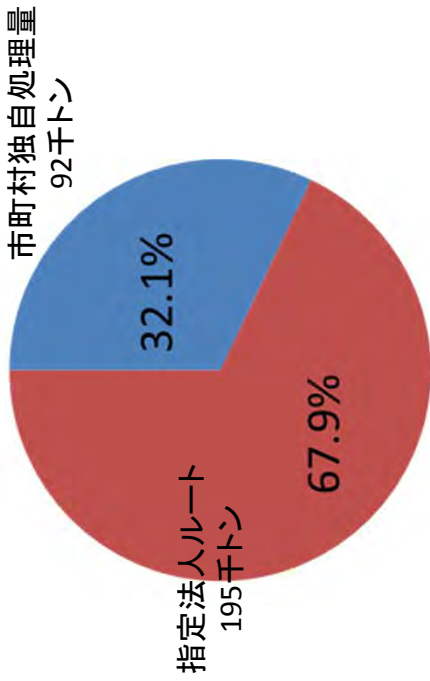
3. ペットボトルの自治体分別収集実績、協会引渡し量、落札単価の推移



4. 市町村における使用済みペットボトルの独自処理について①

～平成25年度廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査（環境省）～

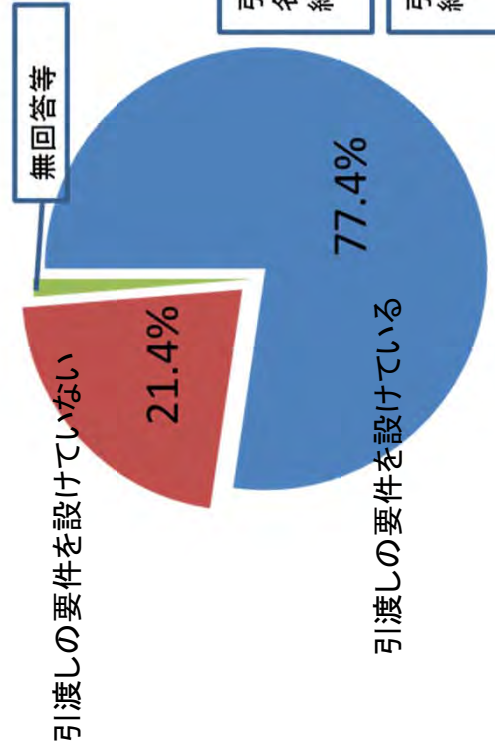
処理量の割合



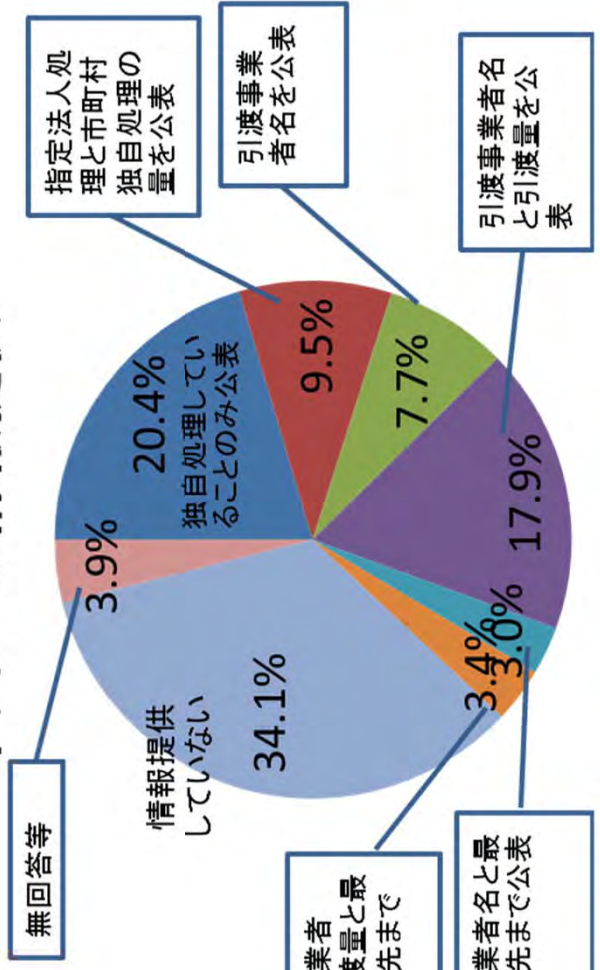
処理方法の採用状況

| 処理方法 | 自治体数 | 割合 (%) |
|---------|------|--------|
| 指定法人ルート | 969 | 58.4% |
| 市町村独自処理 | 498 | 30.0% |
| 併用 | 191 | 11.5% |

事業者への要件の有無



市民への情報提供



4. 市町村における使用済みペットボトルの独自処理について②

使用済みペットボトルの国内処理フレークと海外処理フレークの品質の違い



国内処理フレーク

(平成24年10月に国内再商品化事業者から提供を受けたペレットの写真)



海外処理フレーク

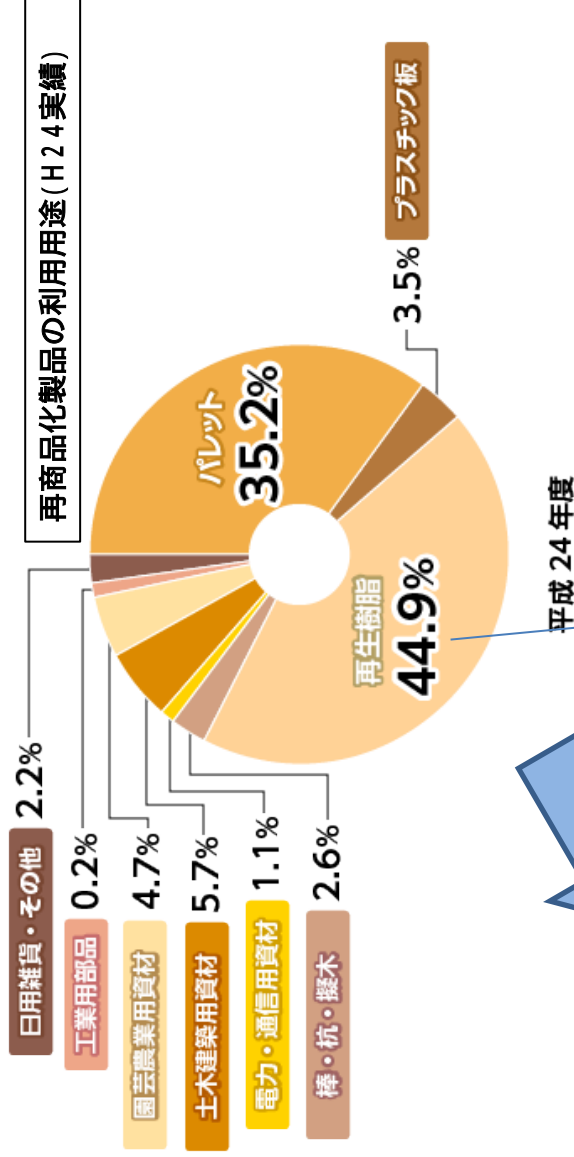
(平成24年度廃ペットボトルの海外流出を抑止するための国内循環物量強化方策検討業務の一環として、委託事業者から提供を受けた海外フレークの写真)

プラスチック製容器包装の再商品化に関する現状 (前回合同会合におけるコメントに関する説明)

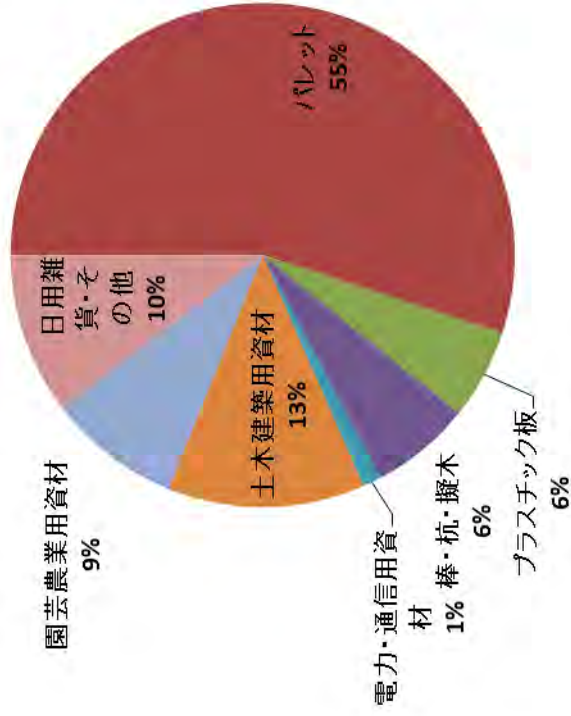
1. 材料リサイクルにおける再商品化製品の最終用途：「再生樹脂」の内訳
2. 材料リサイクル手法によってリサイクルされている容器包装例
3. 手選別ラインでの複層フィルムの取扱い事例

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

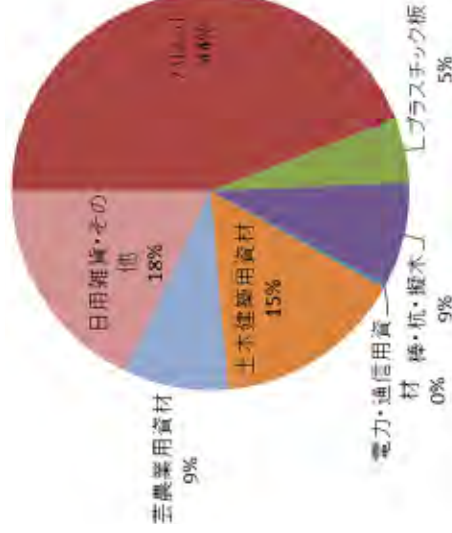
1. 材料リサイクルにおける再商品化製品の最終用途：「再生樹脂」の内訳



再生樹脂の内訳を合算し直した再商品化製品の最終用途 (H24推定)



再商品化事業者からの情報により推定した再生樹脂用途の内訳



2. 材料リサイクル手法により実際にリサイクルされている容器包装例

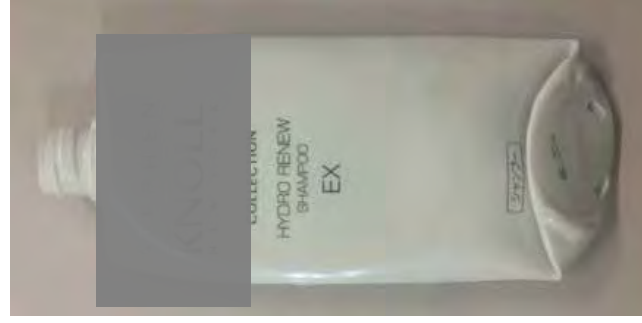
通常のフィルム、ボトル、トレイなどの包装材は、概ね材料リサイクルの原料としてリサイクルされており、複層フィルムによって作られた容器包装もリサイクルされている。



冷凍食品の複層フィルム
(薄いアルミ蒸着)



お菓子の複層フィルム
(PP+PET)



シャンプーボトル
(複層)



洗剤ボトル (複層)

3. 手選別ラインでの複層フィルムの取扱い事例

ある再商品化事業者の事業所では、手選別ラインにおいて、原料となる複層フィルムと原料にならない複層フィルムを現物を掲示し、手選別で取り除いている。

PETとPPPがくっついている複層フィルムやアルミ箔付きフィルムは、ペレタイザーにおける融点設定によって分離が可能だが、フィルター交換回数が増える等のコスト増加要因となっている。

